

熊本県公報

第 1 1 2 4 1 号
平成 17 年 3 月 25 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 1
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(精神保健福祉課) 2
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(介護保険課) 2
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 2
- 道路の供用開始……………(") 3
- 八代港の分区指定……………(港湾課) 4
- 広域連合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更許可(市町村総室) 4
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 4
- くまもと県民交流館のうち物産等振興施設の指定管理者の指定……………(観光物産総室) 5
- あらたに生じた土地の確認及び字の区域の決定……………(市町村総室) 5
- 平成16年度の熊本県地域総合整備資金貸付に係る償還金の徴収事務委託……………(地域政策室) 5

公 告

- 熊本県知事部局公用車任意保険契約の一般競争入札……………(人事課) 5
- 平成17年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札落札者等……………(情報企画課) 7
- 都市計画法の規定に基づく工事完了……………(建築課) 7
- 県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画課) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(") 8

登 載 依 頼

- 鹿本地区保健医療推進協議会の開催……………(地域医療推進課) 8
- 教育委員会の会議の開催……………(総務広報課) 8
- 熊本県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則……………(労働委員会) 9

告 示

熊本県告示第334号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村久石2705番地	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会	平成17年2月13日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村久石2705番地	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会	平成17年2月13日

熊本県告示第335号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮谷義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 番地	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会	平成 17 年 2 月 13 日

熊本県告示第 336 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 3 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
グループホームひだまり 菊池市大字今 143 番地 1	社会福祉法人 菊愛会 菊池市大字重味 2380 番地 7 最上 次男	平成 17 年 3 月 15 日	43000200124146	知的障害者 地域生活援助

熊本県告示第 337 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 17 年 3 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
国保水俣市立湯之児病院 水俣市浜 4080 番地	水俣市	平成 17 年 3 月 31 日

熊本県告示第 338 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266号	上益城郡嘉島町大字上島字同尻 2143番1地先から 上益城郡嘉島町大字鯨字高八 2732番3地先まで	前	7.1 ～ 35.6	463.0	交通円滑特一
			後	16.0 ～ 35.6	463.0	
"	"	天草郡河浦町久留字柿ノ戸 28番2地先から 同所同字 29番19地先まで	前	14.4 ～ 21.0	10.0	廃道分
			後	14.4 ～ 15.0	10.0	

一般 国道	4 4 3 号	上益城郡御船町大字木倉字錦	前	5.4 ～ 24.2	2,330.3	地 域 連 携 国 道
		520 番 2 地先から	後	5.4 ～ 24.2	2,330.3	
		上益城郡御船町大字辺田見字馬場		24.0 ～ 81.5	1,440.0	
主要 地方 道	大 牟 田 南 関 線	玉名郡南関町大字関村字塚原	前	6.3 ～ 22.0	950.0	緊 道 整
		1379 番 5 地先から	後	10.6 ～ 22.0	950.0	
"	菊 池 鹿 北 線	山鹿市菊鹿町松尾字東大古井		前	14.4 ～ 23.2	31.0
		同 所 同 字	後	14.0 ～ 22.0	31.0	
"	矢部阿蘇 公 園 線	上益城郡山都町御所字中園	前	11.4 ～ 16.0	45.1	仮 設 道 置 設
		1258 番 1 地先から	後	11.4 ～ 16.0	45.1	
		同 所 字鳥越		6.0 ～ 24.0	51.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 25 日

熊本県告示第 339 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 1 2 号	阿蘇郡小国町大字下城字鍋倉 4001 番 1 地先から 同 所 同 字 4001 番 1 地先まで	28.0	災 補 道
"	"	阿蘇郡小国町大字下城字鍋倉 4007 番 4 地先から 同 所 同 字 4001 番 1 地先まで	146.0	国 防 災

一般国道	443号	上益城郡甲佐町大字豊内字五反田 406番 地先から 同 所 同 字 363番 地先まで	349.0	地域連 携特一
主要地方道	本渡牛深線	天草郡新和町大字小宮地字荒新開 5207番32 地先から 同 所 同 字 5207番9 地先まで	260.0	単強舗
"	高森波野線	阿蘇市波野大字滝水字滝水久保 206番2 地先から 同 所 同 字 198番3 地先まで	189.0	単道改
一般県道	小地野 永谷線	阿蘇市波野大字波野字大道日向 3747番3 地先から 同 所 字中大道 3756番8 地先まで	160.0	"
"	柿原入佐線	上益城郡山都町下名連石字川鶴 5073番2 地先から 同 所 字平羅木 5047番1 地先まで	460.0	"
"	北里宮原線	阿蘇郡小国町大字北里字隠勢 381番1 地先から 同 所 字柳迫 402番2 地先まで	204.0	"

2 供用開始する期日 平成17年3月25日

熊本県告示第340号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定により八代港臨港地区内に次のとおり
分区を指定し、告示の日から施行する。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 特殊物資港区
八代市新港町の一部
- 2 工業港区
八代市新港町の一部

分区の指定箇所は、図面で示し、その図面は、熊本県庁土木部港湾課及び八代市役所に
備え置き縦覧に供することとする。

熊本県告示第341号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定によ
り、平成17年3月1日付けで菊池広域連合長から申請のあった菊池広域連合を構成する地
方公共団体の数の減少及び規約の一部変更を平成17年3月17日付けで許可した。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県告示第342号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2
第1項の規定により告示する。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡有明町大字上津浦字五反田2708の3、
2722の4・2728の3・2732の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 学校用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び天草地域振興局並びに有明町役場に備